特別地域（特別保護地区）内物の集積（貯蔵）許可申請書

　自然公園法第20条（第21条）第３項の規定により　　　　　　　国定公園の特別地域（特別保護地区）内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

 　　　　年　　　月　　　日

 申請者の氏名及び住所

 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

滋賀県知事

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　　　　　　　的 |  |
| 場　　　　　　　　所 |  |
| 行為地及びその付近の状況 |  |
| 集積（貯蔵）物の種類 |  |
| 施行方法 | 集積（貯蔵）方法 |  |
| 土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ |  |
| 関連行為の概要 |  |
| 集積（貯蔵）設備 |  |
| 予定日 | 着　　　　　　手 | 年　　　月　　　日 |
| 完　　　　　　了 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　　　　考 |  |
|

（備考）

１　添付図面

 (1)行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

 (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図、立面図

 (4)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

２　注意

 (1)申請文の「　　　　　国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

 (2)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

 (3)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

 (4)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ　当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

 (5) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）Ａ４とすること。

(6) 提出部数は、原則として申請の行為地が大津市内の場合は２部、大津市外の場合には３部用意すること。別途部数について指示のある場合には、その指示に従うこと。